

令和 2 年度

岡山市内部統制評価報告書

岡山市長大森雅夫は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

岡山市長大森雅夫は、岡山市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、岡山市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「岡山市の内部統制に関する方針」（令和2年4月1日）を策定し、当該方針に基づき「財務に関する事務」及び「情報の管理及び処理に関する事務」に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

岡山市の内部統制は、岡山市内部統制実施規則（令和2年市規則第42号）に基づき、市長を内部統制最高責任者とし、局区室等を単位とした体制を整備しています。また、水道事業、市場事業、各行政委員会などにおける内部統制についても、市長部局と情報を共有することにより、同様の取組を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

岡山市においては、令和2年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、「財務に関する事務」及び「情報の管理及び処理に関する事務」に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、岡山市の「財務に関する事務」及び「情報の管理及び処理に関する事務」に係る内部統制は評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

4 不備の是正に関する事項

- (1) 複数の局において、土壌汚染対策法で義務付けられた届出を行わないまま工事に着手した事案が発覚しました。土壌汚染や、それによる健康被害は生じませんでした。統制活動が機能せず、必要な情報が伝達されていないという整備上の重大な不備であると評価しました。これが生じた原因については、関係法令に関する認識

不足や、事業の引継ぎの中で失念が生じたことにあります。当該整備上の重大な不備の是正措置として、法令を正しく理解するよう、文書による注意喚起を行うとともに、チェックリストを作成し、届出漏れがないか複数人で確認する体制を整えました。

- (2) 教育委員会事務局での建築設計委託業務において、他課の検査員が検査を行うべきところを、自課で行った上、成果品が不十分なまま当該委託業務を合格とする検査報告書等を作成した事案がありました。これによる工期の遅れは生じませんでした。職務の分離及び適時かつ適切な承認が行われていないという整備上の重大な不備であると評価しました。これが生じた原因については、局内に専門的知見を有する職員が当該課に限定され、また、既存の検査規程に局外へ検査依頼をする規定がなかったことにより、組織全体で検査に対する理解が不十分だったことによるものです。当該整備上の重大な不備の是正措置として、局外他課への検査依頼の事務手続を定め、円滑かつ適正な検査の執行を図るために、あらたに検査取扱要領を定め、その内容について周知徹底いたしました。

2件の整備上の重大な不備については、評価基準日時点において是正されていることを確認いたしました。

令和3年6月21日

岡山市長 大森 雅夫